

平成 26 年度  
第 1 回  
岩手県私立学校審議会資料

日 時 平成 26 年 7 月 14 日 (月) 午後 2 時

場 所 岩手県庁 3 階 議会第二会議室

岩手県総務部法務学事課



# 次 第

1 開 会

2 出席者の確認

3 挨拶

4 委員紹介

5 議 事

(1) 会長及び会長職務代理者の互選

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 協議事項（1件）

学校法人設立計画について

学校法人聖公会盛岡こひつじ学園 仁王幼稚園（盛岡市）

6 報告事項（3件）

(1) 平成25年度第2回私立学校審議会答申に係る認可事項について

(2) 北海道・東北・新潟県私学審議会協議会の概要について

(3) 東日本大震災津波からの私立学校の復旧・復興状況について

7 その他

8 閉 会

# 岩手県私立学校審議会委員名簿

平成26年7月14日現在

	職 名 等	氏 名	備 考
1	学校法人コアトレース理事長	久 保 榮 子	
2	学校法人双葉学園理事長	今 西 界 雄	
3	盛岡スコーレ高等学校長	横 田 禮 子	
4	学校法人つばめ学園理事長	工 藤 純 世	
5	岩手県立大学社会福祉学部教授	咲 間 まり子	
6	株式会社長島製作所常務取締役	新 宮 由紀子	
7	弁護士	須 山 通 治	
8	盛岡白百合学園中学校長 高等学校長	荻 原 禮 子	
9	岩手大学教育学部教授	田 代 高 章	
10	元岩手県教育委員会教育長	佐 藤 勝	

(敬称略 議席番号順)

議案第1号

学校法人設立計画について

項 目	内 容	
名 称	学校法人聖公会盛岡こひつじ学園	
事務所の所在地	盛岡市中央通三丁目14番14号	
目 的	キリスト教の精神を基本理念として、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。	
設置する学校	仁王幼稚園	
設 立 の 趣 旨	幼児教育の一層の充実と幼稚園経営の安定を図るため、学校教育法及び私立学校法の趣旨に基づき学校法人を設立する。	
設立決議年月日	平成26年3月16日	
設 立 代 表 者	赤 坂 徹	
役 員 理事7人 監事2人	職 名	氏 名
	理 事	赤 坂 徹
		曾 根 美 砂
		林 国 秀
		阿 部 禧 典
		上 田 徳 良
		中 野 由 美
		平 賀 てる子
	監 事	土 居 和 喜
中 野 ワキ子		
摘 要	設置する学校については、現設置者である宗教法人日本聖公会盛岡聖公会から移管されるものである。	

## 学校法人設立にかかる設立趣意書

仁王幼稚園は、明治41年、当時の盛岡市鷹匠小路に「聖マルコ幼児会」の名称で設置され、明治44年現在地に移転して「仁王幼稚園」と改称。以来、地域住民の強い要望に応え、建学の精神である『キリスト教に基づく全人教育』に則り、一貫して幼児教育に当たり今日まで至っております。その間の卒園児は4,419名を数え、本県における幼児教育の振興に寄与してきたところです。

しかしながら、幼児教育の一層の充実と幼稚園経営の安定を図るため、学校教育法及び私立学校法の趣旨に基づき、学校法人聖公会盛岡こひつじ学園を設立したいと思います。

(単位：円)

宗教法人日本聖公会盛岡聖公会附属仁王幼稚園		
		収 入
科目	年度	26
生徒等納付金収入		15,040,000
手数料収入		0
寄附金収入		5,940,000
補助金収入		12,325,000
資産運用収入		165,000
資産売却収入		0
事業収入		6,660,000
雑収入		200,000
借入金等収入		0
前受金収入		675,000
その他の収入		6,290,000
資金収入調整勘定		△675,000
前年度繰越支払資金		22,548,454
計		69,168,454
		支 出
科目	年度	26
人件費支出		23,402,793
教育管理経費支出		11,643,000
借入金等利息支出		0
借入金等返済支出		0
施設関係支出		0
設備関係支出		210,000
資産運用支出		2,550,000
その他の支出		4,415,000
次年度繰越支払資金		26,947,661
計		69,168,454

学校法人化までの収支予算

## 学校法人聖公会盛岡こひつじ学園 概要

[名 称] 学校法人聖公会盛岡こひつじ学園

[開 設 日] 平成27年4月1日

[事 務 所] 盛岡市中央通三丁目14番14号

[目 的] キリスト教の精神を基本理念として、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

[設 置 園] 仁王幼稚園

[建学の精神] キリスト教に基づく全人教育

[法人名由来] 学園の所属教派である「聖公会」名を掲げ、そして「盛岡」の地名、さらに、キリストの犠牲愛を象徴的に表す「小羊（こひつじ）」を含めて命名。

学園に集まる全ての人に対し、キリストの犠牲愛の心をもって接して教育に勤しみ、また、この学園において学ぶ一人一人に他者への愛を持った心を育み、神様に守られ、愛される者となるようにと祈りを込めた。

[発 起 人] 代表者・理事長予定者 赤坂 徹

理事予定者 曾根美砂、林国秀、阿部禧典、上田徳良、中野由美、平賀  
てる子

監事予定者 土居和喜、中野ワキ子



# 学校法人聖公会盛岡こひつじ学園 寄附行為（案）

## 第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、学校法人聖公会盛岡こひつじ学園と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を岩手県盛岡市中央通三丁目14番14号に置く。

## 第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、キリスト教の精神を基本理念として、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

（設置する学校）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

仁王幼稚園

## 第3章 役員及び理事会

（役員）

第5条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7人

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任する  
ときも、同様とする。

（理事の選任）

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 仁王幼稚園園長

(2) 宗教法人日本聖公会盛岡聖公会代表役員 1人

(3) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人

(4) キリスト教信者である学識経験者のうちから理事会において選任した者 3人

2 前項第1号、第2号及び第3号の理事は、園長、代表役員又は評議員の職を退いたときは、理事  
の職を失うものとする。

（監事の選任）

第7条 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

（親族関係者等の制限）

第8条 この法人の理事のうちには、各理事について、その親族その他特殊の関係がある者が1人を  
超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び評議員  
（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）並びにこの法人の職員（園長及び教員、その他の職  
員を含む。以下同じ。）が含まれることになってはならない。

3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（役員任期）

第9条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

（役員の新補充）

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（役員の新解任及び退任）

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

（役員の新報酬）

第12条 役員の新報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の新地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

（理事長の職務）

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（理事の新代表権の新制限）

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長職務の新代理等）

第15条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（監事の新職務）

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務及び財産の状況を監査すること

(2) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること

(3) 第1号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを岩手県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること

(5) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

（理事会）

第 17 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の 3 分の 1 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第 12 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 18 条 議長は、理事会の開催の場所及びその日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

#### 第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 19 条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、15 人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から、会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した

者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第 20 条 第 18 条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第 2 項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第 21 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(2) 事業計画

(3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(4) 寄附行為の変更

(5) 合併

(6) 目的たる事業の成功の不能による解散及びその場合の残余財産の帰属者の選定

(7) 寄附金品の募集に関する事項

(8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第 22 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 23 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 2 人

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 年以上のものうちから、理事会において選任した者 2 人

(3) この法人の設置する学校の父母の会会員であった者のうちから、理事会において選任した者 1 人

(4) キリスト教信者である学識経験者のうちから、理事会において選任した者 10 人

2 評議員のうちには、役員 of いずれか 1 人と親族その他特殊の関係にある者の数又は評議員 of いずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

3 第 1 項第 1 号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第 24 条 評議員の任期は、4 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第 25 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 学校教育法第 9 条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき  
(準用規定)

第 26 条 第 12 条の規定は、評議員について準用する。

## 第 5 章 資産及び会計

### (資産)

第 27 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

### (資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

### (基本財産の処分の制限)

第 29 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

### (積立金の保管)

第 30 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

### (経費の支弁)

第 31 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、その他の運用財産をもって支弁する。

### (会計)

第 32 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

### (予算及び事業計画)

第 33 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

### (予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 34 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 35 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。  
2 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録の備付及び閲覧)

第 36 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。  
2 この法人は、前項の書類及び第 16 条第 2 号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する仁王幼稚園に在園する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第 37 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 2 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 38 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

## 第 6 章 解散及び合併

(解 散)

第 39 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 岩手県知事の解散命令

2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては岩手県知事の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては岩手県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 40 条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決により選定した宗教法人日本聖公会と関係する学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合 併)

第 41 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て岩手県知事の認可を受けなければならない。

## 第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 42 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、岩手県知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、岩手県知事に届け出なければならない。

## 第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第43条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
  - (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
  - (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
  - (4) その他必要な書類及び帳簿
- (公告の方法)

第44条 この法人の公告は、学校法人聖公会盛岡こひつじ学園の掲示板に掲示して行う。  
(施行細則)

第45条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

## 附 則

1 この法人設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事 赤坂 徹 (理事長)

理事 曾根美砂

理事 林 国秀

理事 阿部禧典

理事 上田徳良

理事 中野由美

理事 平賀てる子

監事 土居和喜

監事 中野ワキ子

2 この寄附行為は平成 年 月 日から施行する。

平成 26 年度

第 1 回

岩手県私立学校審議会報告事項資料

日 時 平成 26 年 7 月 14 日 (月) 午後 2 時  
場 所 岩手県庁 3 階 議会第二会議室

岩手県総務部法務学事課





報告事項 1

平成 25 年度第 2 回私立学校審議会答申に係る認可事項について  
(平成 26 年 4 月 3 日付け認可)

学校の収容定員に係る学則変更認可

学校法人双葉学園 双葉幼稚園（北上市）

## 報告事項 2

### 平成 26 年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会の概要について

- 1 日 時 平成 26 年 8 月 26 日（火）午後 3 時～
- 2 会 場 エスポワールいわて  
盛岡市中央通一丁目 1－38
- 3 協議事項
  - (1) 各道県提出議題について
  - (2) 第 69 回全国私立学校審議会連合会総会提出議題について
  - (3) 第 70 回全国私立学校審議会連合会総会開催道県について
  - (4) 次期開催道県について

## 東日本大震災津波からの私立学校の復旧・復興状況について

### 1 復旧状況 ※平成 26 年 6 月末現在

物的被害 64 園校（うち沿岸 10 園）のうち、

・未復旧 1 園（大槌町 みどり幼稚園）

平成 25 年 11 月下旬に国の災害査定を受け、平成 26 年 1 月に、国から災害復旧費の交付決定を受けた。平成 26 年中に建設予定。

※高田幼稚園（陸前高田市） 休園中

### 2 復興支援

#### (1) 就学支援

ア 授業料等の負担軽減（私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助）

（H23 年度～26 年度）

被災した幼児児童生徒に係る入学選考料、入学料、授業料及び施設整備費等の減免を行った学校設置者に対し補助。

※H25 年度 429 人（H24 年度 395 人、H23 年度 425 人）

イ 教科書購入費等（いわての学び希望基金教科書購入費等給付事業（24～28 年度））

被災のため遺児・孤児となった、あるいは、低所得世帯（年収 350 万円未満）に該当することとなった高等学校生徒に対し、教科書及び制服購入費並びに修学旅行費用を給付。

※H25 年度 のべ 140 人（H24 年度 137 人）

ウ 緊急スクールカウンセラー等の派遣事業（23 年度～） ※国庫委託事業

#### ①被災幼稚園に対する派遣

沿岸私立幼稚園の幼児等の心のケアを行うため、幼稚園スクールカウンセラーを配置。

H26 年度 5 幼稚園に 6 名配置。

（H25 年度 6 幼稚園に 7 名、H24 年度 7 幼稚園に 8 名、H23 年度 7 幼稚園に 8 名）

#### ②私立高等学校に対する派遣（24 年度～）

本県高卒新卒者の雇用情勢を鑑み、希望する私立高等学校に進路指導員を配置。

H26 年度 1 校に配置（一関学院）

（H25 年度 2 校に配置（盛岡スコーレ、一関学院））

（H24 年度 2 校に配置（盛岡スコーレ、一関学院））

(2) 私立学校等の経営支援等

ア 災害復旧費に係る支援

・「教育活動復旧費補助」 災害復旧費の6分の1に相当する額を私立学校運営費の一部として被災校に交付。(H23年度～)

・「被災私立学校等災害復旧支援事業費補助」 災害復旧事業又は認定こども園整備事業により施設災害復旧事業を行う場合に補助。(H23年度～)

H25年度 2校 (H24年度 4校)

・これら2つの補助事業により、学校設置者の災害復旧事業に係る自己負担額の割合は、2分の1から6分の1又は8分の1へと軽減。

イ 生徒等の減少等に対する支援 (23～26年度)

・「被災私立学校復興支援事業費」 授業料等納付金収入が1割以上減少した私立学校(専修学校、各種学校を除く。)に対し、減少額の9割を補助。

H25年度 3校 (H24年度 3校)

・「被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費」

専修学校に対して、生徒の安全安心を図る取組や生徒募集、進路・就職指導等に対し補助(10/10)

H25年度 4校・団体 (H24年度 4校・団体)

ウ 被災園舎の改築支援 (23年度～)

・応急復旧した認定こども園においても、老朽化、耐震化に問題がある園舎があることから、安心こども基金(国庫)を活用し、園舎改築を補助。

23年度(24年度繰越)実績 千厩小羊幼稚園

24年度(25年度繰越)実績 甲東幼稚園(釜石市)、龍澤寺幼稚園(一関市)  
矢巾中央幼稚園(矢巾町)